

【用語】起請文前書—起請文のなかで誓約すべき事項を記す部分 公儀—幕府 法度—法令、禁令 御前—藩主をさす 訳立—道理にそう こと 後關—いい加減、ないがしろ 了簡—思案、所存 町在—町方と村方 仁心—仁愛の心、なさけの心 厄介—いさうろう、食客 由緒—ゆかり 正路—正しいみち、正直 有躰—ありのまま 龜相—粗相、軽率、誤ち 越度—誤ち、失敗 智音—知音、友人 旦那寺—菩提寺

【解説】高崎藩は、井伊直政が慶長三年（二五九八）箕輪から高崎に居城を移し立藩した譜代藩である。以後、藩主は酒井・戸田・松平・安藤と変遷し、元禄八年（二六九五）には松平（大河内）輝貞が入封した。輝貞は宝永七年（二七一〇）越後国村上（新潟県村上市）に転封し、間部詮房（まべのまろ）が入封するが、享保二年（二七一七）再び入封し、以後廃藩まで松平氏が城主であった。

この文書は、松平（大河内）家に伝存した「無銘書」（現存二七冊・高崎市指定の重要文化財）のなかの「諸誓詞案文」中の家老の部分である。「諸誓詞案文」とは、高崎藩士が諸役職を命じられた際、提出する起請文の案文である。起請文（誓詞）は、何らかの誓約（ここでは国家老として守るべき事項や心構えを決めた際に、神仏を仲立ちとして、偽りがあればその神仏の罰を受けることを誓った文書である。家老以下、城代・年寄・番頭から足輕に至るまで各役職ごと）に案文があるが、「梵天・帝釈・四大天王……」以下の罰文が記されているのは、この家老起請文だけで、他は前文のみである。役職によっては、前文のなかに具体的な職務内容が記されているものもある。